

平成23年度

市長への手紙・ファクス・電子メール

～平成22年度の要望回答集～

越 谷 市

はじめに

越谷市では、開かれた市政、市民参加の市政を積極的に進め、市民の皆様に市政をより身近なものとしていただくために、平成10年度から「市長への手紙・ファクス・電子メール」による市民の提案制度を実施いたしました。この制度は、市民の皆様が日ごろの暮らしの中で抱えている身近な問題やご意見ご要望等、貴重な生の声を市長が直接把握し、市の施策・事業に生かしていくものです。お寄せいただいたご意見ご要望等は様々な分野にわたっておりますが、それぞれの担当部局等において迅速に対応、検討を行うとともに、できる限り施策・事業への反映に努めております。

この冊子は、平成22年度にお寄せいただいた484通の「市長への手紙・ファクス・電子メール」の中から抜粋のうえ編集（教育委員会等の行政委員会を含む。）したものです。今後とも、市民の皆様の貴重なご意見等を市政に生かすこの制度の一層の充実を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

目 次

1. 互いに認め合い身近に豊かさを実感できるまちづくり

- 1 越谷レイクタウン駅周辺の駐輪場について…………… 1
- 2 図書館に放置されている車両について…………… 1
- 3 北越谷駅前周辺の迷惑駐車及び駐輪について…………… 2
- 4 ひな人形、こいのぼりを使ったまちづくりについて…………… 2

2. だれもが健康で生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり

- 5 子宮頸がんワクチンの無料接種について…………… 3
- 6 いきいき農園の抽選について…………… 3
- 7 乳がん検診について…………… 4
- 8 待機児童に関するルールの設定について…………… 5
- 9 家庭保育室の支援について…………… 5
- 10 学童保育室の入室について…………… 6
- 11 保育所にライブカメラを設置することについて…………… 6
- 12 新越谷市障がい者計画について…………… 7
- 13 ヒブワクチン接種費用の遡及適用について…………… 8

3. 人にやさしく自然と調和した秩序ある美しいまちづくり

- 14 ノンステップバスの普及について…………… 8
- 15 斎場までのバス路線の運行について…………… 9
- 16 斎場（セレモニーホール）の設置について…………… 10
- 17 西大袋土地区画整理事業地内の住所表示（町名地番）について…………… 10
- 18 西大袋土地区画整理事業地内の建築物の制限及び緑化について…………… 10
- 19 川柳公園東側入口の冠水について…………… 11
- 20 歩車分離信号機の設置について…………… 12
- 21 公園でのボール遊び及び学校の校庭開放について…………… 12
- 22 越谷レイクタウン（大相模調節池周辺）の治安及び交番の設置について…………… 13
- 23 大相模調節池の水質及び越谷レイクタウンの住所表示（町名地番）について…………… 14
- 24 越谷レイクタウン地区内に出張所及び郵便局を設置することについて…………… 15
- 25 J R武蔵野線南越谷駅にエレベーターを設置することについて…………… 15
- 26 街路樹の剪定について…………… 16
- 27 東武伊勢崎線北越谷駅、大袋駅間に新駅を設置することについて…………… 16

4. 快適な生活環境につつまれた安全なまちづくり

28	ごみ集積所の設置及び戸別収集について	17
29	ごみ収集拒否のステッカーの導入について	18
30	ごみの分別方法について	19
31	新越谷駅、南越谷駅間での喫煙について	19
32	越谷駅西口の喫煙スペースについて	20
33	コシガヤホシクサの保全について	20
34	逆川内に不法投棄されているごみ（自転車等）について	20
35	谷古田用水の水位及び水質について	21

5. いきいきと働ける魅力と活力あふれるまちづくり

36	「越谷ネギ」や「鴨」を使用したB級グルメの開発について	21
37	越谷産のものを使用したグルメを開発することについて	22
38	越谷レイクタウン地区内に計画されている大型商業施設について	22

6. 個性的で多様に学べる心豊かなまちづくり

39	登校班の編成及び児童の安全確保について	23
40	学区の見直しについて	24
41	小中学生の非行について	24
42	越谷市民球場で東京新大学野球連盟のリーグ戦を開催することについて	25
43	図書の貸し出しについて	25
44	図書館の移転について	26
45	図書館について	26

7. 全 般

46	業務監察制度の導入について	28
47	命名権（ネーミングライツ）について	28
48	国勢調査について	29
49	こしがや市民ガイドブックについて	29
50	斎場敷地内に待合ベンチを設置することについて	29
51	指名競争入札について	30
52	ホームページについて	31
53	フィルムコミッションについて	31
54	ツイッターの導入について	
	（再）ツイッターの導入について（東日本大震災を経験して）	31

※ 掲載内容は、一部簡略化しています。また、回答内容、および課所名等は回答時点のもの
です。ご了承願います。

1. 互いに認め合い身近に豊かさを実感できるまちづくり

1. 越谷レイクタウン駅周辺の駐輪場について （結果：実施）

□越谷レイクタウン駅が開業し、日増しに利用者が増えています。既に当該駅周辺に駐輪場が整備されておりますが、飽和状態です。是非、駐輪場を増設してもらいたいです。

■ご要望の越谷レイクタウン駅周辺の駐輪場についてですが、ご存知のとおり、駅西側の鉄道高架下に収容台数500台の駐輪場が平成21年3月1日より開設されております。しかしながら、満車状態が続いているため、本市より当該駐輪場の設置者に働きかけを行い新たな駐輪場の建設が決定されています。

新たな駐輪場につきましては、駅東側の鉄道高架南側に自転車・バイク等が約200台収容できる予定となっております。本市といたしましても、今年度末までには開設できるよう、引き続き設置者や関係機関に働きかけを行ってまいります。（くらし安心課）

2. 図書館に放置されている車両について （結果：実施）

□休日に図書館へ行きますが、常に駐車場が満車状態です。そこで気になるのが、放置車両です。こうした車両を撤去することにより、駐車スペースが確保できるものと考えますが、速やかに撤去することはできないのでしょうか。

■図書館の駐車場利用にあたりまして、ご不便をおかけしていることにお詫び申し上げます。

図書館では、駐車場に長期間放置されている車両を発見したときには、まず撤去の警告書を貼付するとともに、車両の所有者確認について警察署へ照会を行っており、所有者の確認ができた場合には、所有者の責任において撤去するよう通知をしております。しかしながら、追跡調査等にあたりましては、所有者の変更、転居または所在が明らかでないことなどから、確認作業に一定の日数を要することとなり、撤去までに相当の期間を要している現状があります。こうした中、最終的に所有者等の特定ができない場合には、一定の警告期間経過後、不要物としての認定手続きを経て一般廃棄物（ごみ）として処分しております。

ご指摘の放置車両等についてですが、当館では、放置車両の撤去を警告するはり紙をするのと同時に、所有者の調査を行い（所有者の）確認ができたものは、早急に車両を撤去するよう通知をしております。しかしながら、現在まで車両の撤去に応じない所有者がいる状況でございます。

本件に関しましては、近年、モラルの低下などにより、本来の利用と異なる利用をする方が多く、当館といたしましても対応に苦慮しております。いずれにいたしましても、放置車両等に対しては厳正に対応してまいります。（図書館）

3. 北越谷駅前周辺の迷惑駐車及び駐輪について（結果：関係機関・その他）

□北越谷駅前周辺は、乗降スペース以外駐車禁止であるはずなのに違法駐車が多数。また、点字ブロック上にまで自転車を駐輪する者がおり、非常に迷惑している。啓発看板程度では効果がないため、即効性のある対策を望みます。

■北越谷駅周辺における違法駐車等でご迷惑をおかけしていることにお詫び申し上げます。

路上における自動車の違法駐車につきましては、交通の妨げになるだけでなく事故の誘発、さらには防災上の観点からも支障をきたし、安全で機能的な都市活動の妨げになることから、平成22年9月28日に道路交通法令等に基づき指導、取締りを強化するよう所管の越谷警察署交通課へ情報提供いたしましたのでご報告いたします。

次に、駐輪対策についてですが、本市では、「越谷市自転車等の駐車秩序に関する条例」に基づき、市内各駅の一定区域を放置自転車等整理区域として定めております。当該整理区域に放置される自転車等に対しては、警告ステッカーの貼付による事前予告を行ったうえで保管場所へ撤去・移送を行っております。

北越谷駅周辺の放置自転車につきましては、特に誘導整理員が不在となる夕方によく見受けられ、本市でもその対応に大変苦慮しております。このため、これまでの平日の午前6時30分から午後2時までの誘導整理員の配置時間を、午前6時30分から午前10時30分までと午後3時から午後6時までの放置自転車が多く見受けられる時間帯に変更し、自転車の誘導整理を行っております。

今後とも、誘導整理員による監視強化や自転車利用者一人ひとりがモラルとマナーを守っていただくよう啓発に努め、誰もが安心して利用できる駅周辺となるよう取り組んでまいります。（くらし安心課）

4. ひな人形、こいのぼりを使ったまちづくりについて（結果：その他）

□各世帯では、子どもたちが一定の年齢に達するとひな人形やこいのぼりを使わなくなります。こうしたものは処分することが大変なため、（越谷市で）ひな人形においては回収後、市民会館等で展示する、こいのぼりにおいては、元荒川など河川を横断させる形で展示することなどで、まちづくりをすすめたらどうでしょうか。

■使わなくなったひな人形やこいのぼりでまちづくりをしてはどうかのご提言ですが、大相模地区では、地区住民で組織する大相模地区コミュニティ推進協議会が主体となり、こいのぼりを活用したイベントを展開しています。地区住民から寄贈された1000匹を超えるこいのぼりを元荒川や八条用水に揚げ、川風に泳ぐこいのぼりが道行く人の目を楽しませています。さらに、こどもの日の前後には元荒川に架かる不動橋周辺を会場に「不動橋こいのぼりフェスティバル」を実施し、毎年多くの方で賑わっています。

また、同じく大相模地区センターでは、昨年、家庭に眠っているひな人形を地区センターに集め展示しました。地区住民から集めたひな人形7段飾り10セットと親王飾りなど6セットを展示、多くの方から喜ばれ、本年も実施する予定となっています。

ひな人形やこいのぼりに限らず、市内ではさまざまなイベントが展開されていますが、こうした取り組

みは越谷に対する愛着を深め、誇りを持つことにつながります。このようなまちづくりに関しては、自治体が主導するというより、むしろ住民との協働による事業展開が重要と考えており、本市としても様々な角度から活動を支援してまいります。（地域活動推進課）

2. だれもが健康で生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり

5. 子宮頸がんワクチンの無料接種について（結果：調査検討 → 実施）

□ 子宮頸がんが無料接種できる県内自治体は、現在（H22.4.1）、2市だけです。子宮頸がんは、ワクチン接種により6から7割予防できることから、是非、越谷市でも無料接種を実施してもらいたいです。

■ 子宮頸がんは、若年女性に多く発生するがんであり、20歳から30歳代の女性に発生する悪性腫瘍のうち第1位となっています。子宮頸がんの発生原因につきましては、そのほとんどがヒトパピローマウイルス（HPV）の感染であることが明らかになっており、現在、15種類ほど確認されています。

日本では、平成21年10月に子宮頸がんワクチンの薬事承認、同年12月に販売開始となりましたが、当該ワクチンは、15種類あるHPVのうち2種類のHPVに対する感染予防をするものであります。現在、この2種類のHPVによる子宮頸がん発生のおける割合は50%から70%といわれていますので、ワクチン接種により完全に予防できるわけではありません。また、当該ワクチン接種後の予防効果につきましては、長期にわたり持続予防効果があるかどうか確認されていない状況であり、今後、厚生科学審議会「予防接種部会」において検討予定であると伺っております。

本市における（法に基づく）定期予防接種につきましては、公的事業として公費助成に取り組んでおります。しかしながら、子宮頸がんワクチンを含む（法に基づかない）予防接種につきましては、任意予防接種として費用は本人負担としております。したがって、現時点でのご要望には沿いかねますが、今後、国の動向を踏まえつつ、関係機関との調整を図りながら対応してまいりたいと考えております。〔⇒ 平成23年3月中に子宮頸がんワクチン（初回）接種する高校1年生の年齢に相当する女子に対し、無料接種できるよう助成を開始。また、平成23年度に中学1年生から高校1年生に相当する年齢の女子は4月接種分から実施。〕（市民健康課）

6. いきいき農園の抽選について（結果：調査検討）

□ いきいき農園の募集に応募をしましたが、外れてしまいました。抽選であることから、外れてしまったことは仕方のないことですが、前回も利用していた方が今回も応募でき、かつ当選していることに疑義を感じます。多くの方に利用してもらうために前回利用者は応募から除外するべきではないでしょうか。また、利用期間も5年間のため、外れてしまうと次回の応募まで待っている期間が長すぎます。期間の見直しも検討してもらいたいです。

■いきいき農園につきましては、高齢者の方が農作業を通して収穫の喜びを味わい、利用者相互の親睦を深めていただくため、市内在住の60歳以上の方を対象に期間を5年間として無償で貸し出しを行っております。

ご案内のとおり、前回のいきいき農園の貸出期間が、本年2月をもって終了したことから、広報こしがやお知らせ版3月号にて4月からの利用者募集を行い、それぞれの農園利用者が決定したところがございます。今回の利用者募集につきましては、継続利用を希望する方がいらっしゃることを踏まえ、特に応募制限を設けずに実施し、応募者多数の農園は、公開の場で抽選を行い利用者の決定をいたしました。

ご提案のいきいき農園の募集方法及び貸出期間の見直しについてですが、今後、はじめて利用を希望される方が増加するものと考えられることから、多くの方にいきいき農園を利用いただくためにも、ご提案を踏まえ募集方法及び貸出期間の検討をまいります。（高齢介護課）

7. 乳がん検診について （結果：調査検討）

□ 乳がん検診（集団検診）の申し込みハガキ（往復用）が市役所から届きました。希望日が第3希望まで記入できるので記入しましたが、結果は「希望に沿えなかったので、後日、医療機関で受診してください」といったものでした。このため、すぐに医療機関に申し込みの電話をいれましたが、準備が整っていないため、現時点では受け入れられないとのことでした。

往復ハガキを用いてまで実施するのであれば、確実に集団検診を受診できるようにするべきであり、もし、できないのであれば、ハガキの余白部分に注意書き等しておくべきだと思います。

■乳がん集団検診の申し込みにつきましては、広報こしがやお知らせ版3月号において詳細を掲載いたしました。昨年度と申し込み方法が大きく変更されるため、1月号及び2月号において事前周知をいたしました。申し込み方法を変更した理由についてですが、例年、受付開始日は受診希望者からの申し込みにより終日電話が繋がらないといったご意見があり、公平性の確保及び通常業務に支障をきたすことから本年度より往復はがきによる申し込み方法に変更いたしました。なお、今回650人の定員に対し1400人超の応募があり、約2.2倍の倍率となっております。

ご存知のとおり、乳がん検診は「視触診」と「マンモグラフィ検査」の併用検診とすることで、2年に1度の受診を国が推奨しております。本市におきましては、それに準じて集団検診を実施してまいりましたが、年々増加する受診希望者全員を集団検診することは困難となったため、平成17年度より医療機関での個別検診を取り入れて市民の皆様の受診機会を増やしております。現在、市内18カ所の医療機関の協力のもと、6月から7月に個別検診を実施しておりますが、各医療機関の診療体制が異なることから、詳細な予約開始時期は定められておりません。

今後につきましては、ご指摘の点を踏まえ集団検診の抽選結果の連絡方法を見直すこと及び実施医療機関との緊密な連絡調整を図ることで改善してまいります。（市民健康課）

8. 待機児童に関するルールの設定について （結果：実施困難）

□現在、兄弟を別々の保育所に通所させています。1年以上前から兄弟一緒の保育所に通所できるよう移行申請を行っていますが、今もって実現していません。兄弟別々の送迎は、母子世帯であれ共働き世帯であれ大変なことであると思います。このため移行申請も含めた保育所の待機は、1年以内といったルールを定め、少しでも負担減を図っていただけると助かります。

■保育所入所資格につきましては、児童福祉法第24条及び児童福祉法施行令第27条に基づき、越谷市保育の実施及び保育料に関する条例第3条で「保育の実施基準」を定め、「日中家庭外労働や家庭内労働等の理由により、常時保育に当たることができない状態である場合」を入所の要件としております。

保育課では、毎月10日までに入所申請書を提出された方に対し、翌月1日付け入所に向けて当該申請書の入所要件等を審査、決定しております。入所の決定にあたりましては、各保育所の年齢ごとに定員枠があることから、定員以上の申し込みがあった場合は、入所申請書をもとに保護者等及び児童の状況等を確認しております。その中で、保護者等の就労形態など保育に欠ける要件を総合的に判断したうえで、入所希望の保育所の中から選考し決定しております。

このように、保育所の入所申請につきましては、常時受付を行っております。しかしながら、決定にあたりましては、毎月10日までに申し込まれた方とその時点で待機者となっている方を前述の「保育の実施基準」に照らし選考しているため、選考審査時点で最も保育に欠ける要件を満たしている方が優先されており、待機期間の長短による優先はございません。

したがって、ご提案いただきました「待機児童のルール等」の制定のご要望には沿いかねます。

なお、兄弟別々の保育所に通所中とのことであり、送迎を含め大変ご不便をおかけしておりますが、ご希望の保育所に空きが生じるまでお待ちいただきたいと思います。（保育課）

9. 家庭保育室の支援について （結果：実施困難）

□越谷市の家庭保育室は、事業実績がないと市からの指定が受けられず、保育課窓口で案内をしてもらえないばかりか、保護者に家庭保育室補助金が交付されません。保育所の待機児童が解消されない中、少しでも保護者の負担減を図るために、事業実績がないまたは新規参入の家庭保育室に対しても速やかに市の指定を受けられるようにしてもらいたいです。

■本市では、「越谷市家庭保育条例」及び「越谷市家庭保育条例施行規則」等により、受託者の要件や家庭保育室の指定などを定めております。家庭保育室につきましては、保育所(園)で待機児童の多い低年齢児保育の補完的な役割を担っていただいていることから、本市といたしましても、同条例等に基づき積極的に支援をしてまいりたいと考えております。そのためには、家庭保育室の保育環境の安全性の確保はもちろんのこと、安定した経営のもとで、安心して保護者の方がお子さんを預けられることが大切であると考えており、過去に起きた家庭保育室事業者の突然の撤退による混乱のようなことがあってはならないものと考えております。

こうしたことから、本市では、埼玉県からの通知なども踏まえ、一定期間、運営状況を確認させてい

ただいたのち、条例上の「家庭保育室」として指定を行い、併せて支援をさせていただいております。このため、新たに家庭保育室事業を始められる皆様方には、保育課において、上述の趣旨をご説明させていただき、ご理解のうえで事業を開始しております。

なお、家庭保育室事業につきましては、事業開始当初とは社会環境等が大きく変化してきていることから見直しすべき課題もあると認識しております。これらにつきましては、今後、国の制度改正も予想されることから、こうした動向を踏まえて制度の一層の充実に向けた検討を進めてまいります。

(保育課)

10. 学童保育室の入室について (結果：実施困難)

□越谷市では、学童保育室の入室は、小学校1年生から3年生までとなっておりますが、他市では、小学校6年生まで入室できる場所もあります。学童保育室は、仕事と子育ての両立を望む保護者にとって非常に有効な施設です。是非、検討してもらいたいです。

■本市の学童保育事業につきましては、児童福祉法に基づき小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない場合、授業の終了後の適切な遊び及び生活の場を提供することで健全な育成を図ることを目的にしております。

現在、児童を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、共働き家庭の増加や核家族化の進展等により当該事業の需要は高まり、入室希望者は増加傾向にあります。今後も、厳しい経済状況から女性の就労増加が見込まれるとともに、最近の児童をめぐる様々な事件・事故の多発などから放課後における児童の安全面より、一層、需要が高まるものと考えております。実際、ここ数年、定員を超える申込みがあることから、保護者の方よりご要望の多い小学校1年生を最優先に入室できるようにしております。

ご要望の6年生までの入室につきましては、現状の事業運営において新1年生も含め、入室できずお待ちいただいていることから、現時点での4年生以上の受け入れは困難であります。(保育課)

11. 保育所にライブカメラを設置することについて (結果：実施困難)

□民間保育園では、室内にライブカメラを設置しインターネットに接続することで、保護者が常時、わが子の様子を確認することができるようになっています。

公立保育所でも同様の設備を備えていただきたいです。

■ご指摘のとおり、民間保育園や家庭保育室などにおきましては、保育中のお子様の様子をご覧いただくためにカメラを設置しているところがあるようですが、本市では、その詳細の把握はしておりません。

現在、市内に公立保育所は18カ所ございますが、防犯上の必要性から防犯カメラをそれぞれ設置しております。この防犯カメラの設置及び事件等が発生した場合の警察等への録画映像の提供等につきまして公立保育所では「越谷市個人情報保護条例」の適用を受け、同条例に基づき厳格に対応しております。

ご要望の保育室内へのカメラの設置及びライブ映像をインターネット等で配信することに関しましては、まず、施設整備等から予算及び安全の確保等が課題となります。さらに、本件は、保育を行ううえでの必須要件ではないことから、映像の記録等(個人情報収集)にあたり保護者の同意を得ること、またプライバシー保護の観点からも慎重な対応が必要になると考えております。したがって、現時点ではご要望に沿いかねます。(保育課)

12. 新越谷市障がい者計画について (結果：その他)

□新越谷市障がい者計画について、新しい計画を策定するためのパブリックコメントを募集していましたが、現計画の評価及びその公表は行われているのでしょうか。こうしたことを実施せずに行ったパブリックコメントでは、結局、自分の関心事、あるいは自分への利益誘導につながる意見が寄せられる恐れがあります。新しい計画を策定するにあたって、是非、留意してもらいたいです。

■お尋ねの「新越谷市障がい者計画」についてですが、当該計画は、平成16年3月に平成22年度までの8年間の計画として策定し、その後、障がい者施策にかかる国、県等の動向を踏まえ平成19年度に見直しを行い、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」の実現を目指しているものであります。

当該計画につきましては、今年度で終了となることから、平成23年度より実施する新たな計画を策定するために、まず、現在の障がい者施策等に対するご意見を9月15日まで募集いたしました。本市といたしましては、広報紙やホームページにより広く意見募集の周知を行うとともに、アンケート調査の実施や関係団体からもご意見を伺うことで、現況を把握するよう努めております。今後につきましては、皆様からいただきました貴重なご意見を新たな計画を策定するための基礎資料とさせていただき、素案が出来上がった段階で、越谷市意見公募手続に関する要綱にしたがい、意見公募を行っていく予定です。

ご指摘のとおり、多くのご意見の中には、個人の利益を優先させるようなご意見が寄せられることも考えられますが、新たな計画の素案の作成にあたりましては、庁内で組織する越谷市障がい者計画策定委員会及び専門部会で十分協議するとともに、学識経験者、保健・医療又は福祉に関する機関の代表者、障がい者福祉関係団体の代表者及び公募で組織されている越谷市障害者施策推進協議会のご意見を十分に伺うことで、障がい者施策の総合的、計画的な推進を図ることができるような計画づくりに努めてまいります。

最後に、新越谷市障がい者計画の評価とその公表についてですが、現在、当該計画の平成21年度進捗状況を取りまとめ、その結果を10月開催予定の越谷市障害者施策推進協議会で資料提供する予定であります。会議終了後は、会議結果等と併せて資料も皆様に公表いたします。なお、平成20年度の進捗状況につきましては、既に、平成21年度第1回越谷市障害者施策推進協議会の会議資料としてホームページや情報公開センターで閲覧することができますので、お知らせいたします。(障害福祉課)

13. ヒブワクチン接種費用の遡及適用について (結果：実施困難)

□10月からヒブワクチンの接種費用が助成されることを知りました。しかしながら、既にわが家では接種を終えているため、費用の助成を受けることができません。ヒブワクチンについては、平成20年12月から接種可能となったことから、この時点まで遡って費用を助成してもらいたいものです。

■本市の予防接種につきましては、予防接種法に基づき「定期の予防接種」を公費負担で実施しております。接種方法につきましては、市内の実施医療機関での「個別接種」と保健センターでの「集団接種」により行っております。

ヒブワクチンにつきましては、ご存知のとおり、平成19年1月に厚生労働省によって製造販売の承認がなされ、その後、平成20年12月から国内販売を開始しており、任意接種ではありますがワクチン接種が可能となっております。現在、国では、ヒブワクチンを「定期の予防接種」に位置づけるべきか、国内の接種実績等から検討を開始したところでございます。なお、任意接種開始から1年半が経過しておりますが、公費助成による接種を実施している自治体は、全国で11.7%、埼玉県内では、平成22年9月末の時点で3市であると同っております。

本市におけるヒブワクチンの公費助成につきましては、接種の安全性とワクチン自体の流通等を考慮するとともに、市民の皆様や各団体の方からのご意見を踏まえて、予算、実施医療機関との調整、ワクチンの安定供給を維持すること等を検討してまいりました。その結果、当初は、平成23年4月から実施可能として準備をすすめてまいりましたが、その後、懸念していたワクチンの供給が安定しつつあることから、次代を担う子ども達のために、半年間繰り上げて平成22年10月1日から実施の運びとなりました。

〇〇様におかれましては、任意接種であり公費助成がなくても、お子様のためを思い早々に接種されたものと拝察いたします。しかしながら、本件に限らず、制度等の開始にあたりましては、開始期日を定めて実施していることから、ご要望には沿いかねます。(市民健康課)

3. 人にやさしく自然と調和した秩序ある美しいまちづくり

14. ノンステップバスの普及について (結果：関係機関)

□南越谷駅北口ロータリーからバスに乗車し、図書館方面に向かうことが多々あります。しかしながら、この路線にはほとんどノンステップバスが運行しておらず、乗降時が大変不便です。高齢者や障がい者の方は、もっと乗降が不便だと思います。是非、ノンステップバスの普及を推進していただきたいと思っております。

■本市では、より多くの皆様が、身近な公共交通機関であるバスを利用いただけるよう、ノンステップバス(バリアフリーバス)の導入も含め、皆様からのご意見、ご要望をバス事業者にお伝えし、その実

現に向けて積極的な働きかけを行っております。ご指摘の図書館発の路線バスにつきましては、バス事業者に問い合わせたところ、バス車両の増車、代替(買い替え)にあたりノンステップバスの導入を予定しているとのことであります。

本市の取組状況につきましては、平成12年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」が施行されたことに併せて、同年、ノンステップバス導入促進補助金の交付要綱を制定し、バス事業者の補助要望に応じて、平成21年度までに計24台分の補助金を交付しております。これらの取り組みにより、ノンステップバスの導入率は、平成20年度末現在、埼玉県内で約39パーセント、越谷市内では約64パーセント(81台中52台)となっております。

また、平成18年に新たに施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」では、バス事業者に対し新車購入時のノンステップバス導入が義務づけられる一方、国、地方公共団体は、「移動円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されたところであり、引き続き、国、県が実施する補助制度を活用してノンステップバスの導入を促進してまいります。

最後に、バスに関しましては、通勤や通学、あるいは買い物など、日常生活にとって欠くことのできない重要な公共交通機関と認識しており、今後とも、社会情勢の変化にあわせた公共交通の役割を念頭に、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指してまいります。(都市計画課)

15. 斎場までのバス路線の運行について (結果：関係機関 実施困難)

□斎場までのバス路線についてですが、告別式の時間帯にも運行してもらえるようにしていただけると助かります。

■斎場までのバス路線についてですが、ご要望をいただきました件も含めバス路線の新設等はいくつかのご要望をいただいております。本市では、多くの方が身近な公共交通機関であるバスを利用していただけよう、バス事業者と情報を共有したうえで、ご要望の多いバス路線の実現に向け積極的に働きかけを行うとともに、走行環境の改善や運行情報のPRなどの側面的支援を行うことで、新規路線の実現や既存路線の拡充に取り組んでおります。

おかげさまで、市内バス路線は確実に拡充されており、現在、バス事業者6社により、合計で35路線68系統の路線バスが運行されております。

斎場行き路線バスにつきましては、利用者の運行要望に応える形で平成20年4月から、南越谷駅南口を発着としてお通夜の時間に合わせ、1日2往復の運行をしているところであります。ご要望の告別式の時間に合わせた路線バスの運行につきましては、早速、バス事業者に伝えたところ「昨今の葬儀では、お通夜の参列者が多く告別式の参列者が少ないこと、またマイクロバスを利用される方もいらっしゃるから現在運行しているバス(お通夜の時間帯のバス)の利用自体も少ない状況であり困難である。」とのことあります。(都市計画課)

16. 斎場（セレモニーホール）の設置について （結果：その他）

□越谷駅西口に斎場（セレモニーホール）が設置されようとしていますが、駅前などの繁華街にこうした施設の設置は許可されるのでしょうか。

■本市の市街化区域の土地利用に関しましては、都市計画法で定められた住居、商業・業務、工業系の12種類の用途地域のうち、工業・工業専用地域を除く10種類の用途地域を定め、建築基準法の規定に基づいて建築の際の具体的な用途規制を行っております。また、これらの法令を遵守するだけでは良好なまちの環境等が十分でないと考えられる場合には、それぞれの法令で定める地区計画、建築協定制度の活用により身近な地区レベルでの視点にたったまちづくりを図っております。さらに、本市では「越谷市まちの整備に関する条例」において申請手続き等を定め、継続及び計画的なまちの整備の推進を図っております。

お尋ねの越谷駅西口周辺につきましては、用途地域を商業地域として決定しており、併せて「越谷駅西口地区計画」を定めております。商業地域における斎場（セレモニーホール）設置についてですが、当該地域では工場等の建築が制限されるほかは様々な土地利用が可能になっております。また、「越谷駅西口地区計画」におきましても斎場（セレモニーホール）の設置は制限されていないことから、現状では当該地域に斎場（セレモニーホール）を設置することは可能となっております。

（建築住宅課 〔開発指導課 都市計画課〕）

17. 西大袋土地区画整理事業地内の住所表示（町名地番）について （結果：調査検討）

□現在、西大袋土地区画整理事業が進行中ですが、当該地の住所表示は、三郷市の「新三郷らシティ」のような名称を検討し、変更してもらいたいと思います。

■ご存知のとおり、西大袋土地区画整理事業では、市の北部地域の拠点づくりとして、道路や公園などの都市基盤を整備し、安全で快適に住みやすいまちとするために事業を進めております。

ご要望の住所表示（町名地番）につきましては、都市基盤整備が完了した後、町名の変更を行なうこととなります。町名変更にあたりましては、事業地区内の土地所有者や居住者の方々のご意見等をお聴きしたうえで、その地にふさわしいものとなるよう検討していくこととなります。このたびのご意見につきましては、町名変更の際の参考とさせていただきます。（市街地整備課）

18. 西大袋土地区画整理事業地内の建築物の制限及び緑化について （結果：実施）

□西大袋土地区画整理事業が大分進んできましたが、「越谷ゆいまーる」「せんげん台・彩の路」（注：いずれも西大袋土地区画整理事業地内の建築協定制度によるまちづくり計画）のような住宅地は増えず、アパート（共同住宅）ばかり建築されています。

アパートに居住する方は、比較的若くかつ単身者である場合が多いことから生活スタイルが様々であり、近隣住民とトラブルになるといった話を耳にします。また、最近建築されているアパートには緑（木）が少ないようにも感じられます。

西大袋土地区画整理事業地内は、これから新たなまちができる場所であるので、こうした建築物を制限することはできないのでしょうか。

■ご存知のとおり、恩間、大竹、大道、三野宮の地域につきましては、北部地域の拠点として、道路や公園などの都市基盤を整備し、安全で快適な住みやすいまちとするため、西大袋土地区画整理事業を進めております。また、当該事業地では、「西大袋地区計画」が策定されております。

「地区計画」とは、都市計画法や建築基準法により最低限守らなければならない制限等のほかに、それぞれの地区の特性を生かしたきめ細やかなまちづくりの手法として住民と行政が協働で定めていくものであります。「西大袋地区計画」では、まちの将来像に応じて地区を①から⑦の7つに区分し、それぞれの地区で定められた用途制限、敷地面積の最低限度、建築物の高さの最高限度等に沿って、魅力的なまちづくりを進めております。

ご指摘の地区周辺は、第一種住居地域の用途地域に指定されております。当該地区では、第一種住居地域で制限されている建築物のほかにホテル又は旅館、自動車教習所、葬儀場は、建築できないこととしておりますが、ご意見のアパート(共同住宅)の建築制限はしておりません。ただし、地区の機能や環境が損なわれないよう建築物の高さ制限等を行っております。

次に、「緑が少ない」とのご指摘をいただきましたが、本市で開発行為等を行う場合、「越谷市まちの整備に関する条例」に基づき面積に応じて緑化率を定めております。さらに、当該地区計画では、敷地の道路側にかき又はさくを設ける場合、生垣化を推奨するなどして緑豊かでうるおいのあるまちなみとなるよう努めております。

本市は、古くから「水郷こしがや」として親しまれてきたことから、今後とも、水辺空間と緑豊かな景観を創出するとともに、地区の特性を生かしながら事業を推進してまいります。(市街地整備課)

19. 川柳公園東側入口の冠水について (結果：実施)

□川柳公園周辺、特に東側入口は、大雨(ゲリラ豪雨)によって道路が冠水します。原因は、公園内の落ち葉が雨水と一緒に流れた際、側溝の排水口を塞いでしまうことだと推察します。当該地は、災害時等の緊急避難場所に指定されていることから改善を要望します。

■川柳公園周辺の冠水につきましては、以前にも同様のご指摘をいただいており、新たに排水溝を設置した経緯がございます。このたびのご指摘により現地確認を行いました。その結果、前回設置した排水溝に予想以上の砂が堆積し、排水機能が損なわれていたことが確認されました。また、道路へ流れ出た雨水は、周辺の水路等に流れ落ちているものの、大部分がコンクリートの蓋で覆われているため、排水が悪いことを確認しました。

今後の改善といたしましては、まず、前回設置した排水溝内の清掃に努め、さらに公園出入口付近の水路等の蓋の一部をグレーチング(格子蓋)に変更することで、雨水をスムーズに排水できるよう対処いたします。(公園緑地課)

20. 歩車分離信号機の設置について （結果：関係機関）

□市内の通学路では、大通りを横断しなくてはならない場所もあり、右左折車と歩行者（児童）が交錯し、事故が起きる危険性があると思います。是非、こうした危険性を排除するために車両と歩行者が交錯しない歩車分離信号機の設置を要望します。

■信号機の設置及び改良に関しましては、所轄の越谷警察署が窓口となり、現地における歩行者動向、交通量及び周辺の道路形態等の基礎調査を実施した後、その調査結果を基に県公安委員会が検討し決定しております。

ご要望の歩車分離信号機設置につきましては、交差点を通行する歩行者と車両の交差が無い場合、車両の右左折による巻き込み事故を防ぐことができるといわれております。しかしながら、一方で通常の交差点の信号処理と違うため、誤った見切り発進による信号無視を誘発しやすいなどのデメリットもあるといわれております。このため、警察では横断者が多く、車の右左折が多い交差点に対して慎重に調査、検討したうえで設置しているとのことであります。

本件につきましては、越谷警察署へ情報提供いたします。（道路街路課）

21. 公園でのボール遊び及び学校の校庭開放について （結果：調査検討）

□週末、東越谷内にある公園で子どもとサッカーをしようとしたところ、全てキャッチボール等のボール遊びは禁止となっていました。また、小学校の校庭なども週末は開放されておらず、子どもたちが気軽にボールで遊ぶ場所がないのではと思います。

したがって、下記について検討していただきたいと思います。

- ・広さに余裕のある公園では、キャッチボール程度のボール遊びを許可する。
- ・今後、公園を整備する際には、小さい子どもが遊ぶエリアとボール遊びができるエリアを区別する。
- ・小中学校の校庭を週末開放する。

■本市では、地域の皆様のご意見を伺いながら、地域の特性を生かし、お子様から高齢者、障がいをお持ちの方にも優しい公園や緑道の整備に努めております。

ご要望の公園内のボール遊びについてですが、以前より市民の皆様から「キャッチボール等のボールが、思わぬ方向からきて危険な面に遭った」という声が多く寄せられており、本市といたしましては、公園内の安全を確保するため、原則、ボール遊びを禁止としております。また、キャッチボール等ができるエリアを設けることにつきましては、市街地内にある街区公園の平均面積が約2,500㎡を標準としていることから、すべり台やブランコ等の遊具を設置いたしますと、スペースを設けることは困難であります。

なお、東越谷土地区画整理事業地内の公園整備にあたりましては、ご利用される地域の皆様の意見・要望を反映するために「公園づくりワークショップ」を開催してまいりました。その中で、キャッチボール等ができる公園のご意見もいただきましたが、「他の利用者にボールがあたり危険である」との結論から、計画に反映しなかった経緯がございます。現在、キャッチボール等ができるエリアを設けた公園

の整備につきましては、越谷レイクタウン特定土地区画整理事業地内の1号近隣公園を予定(平成23年度)しております。

次に、小中学校の校庭の開放についてですが、昨今、余暇時間の増大、体力・健康づくりへの関心の高まりなどを背景に、スポーツ・レクリエーションに対する需要は増大しております。一方、子どもの体力・運動能力の低下傾向は続き、肥満などの生活習慣病の増加が問題となっております。子どもにとっての体力は、物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっていることから、健全な発達・成長を支え、より豊かで充実した生活を送るうえで重要なことと認識しております。

本件につきましては、昭和50年から地域住民の皆様のスポーツ・レクリエーションの普及、振興を図る目的で、市内の小中学校の体育施設を、学校教育に支障のない範囲の土曜日の午後と休日に、登録(地区住民10名以上)いただいた団体に開放できるよう規定を設け、各地区の「スポーツ・レクリエーション推進委員会」に運営をお願いしております。現在、子ども会やスポーツ少年団をはじめ、各種のスポーツ団体等にご利用いただいておりますが、学校教育施設であることから管理運営上、個人への開放は現時点で考慮しておりません。

今後につきましては、スポーツ・レクリエーションの普及、振興がさらに図れるよう、限りある施設の有効活用の方策を検討してまいります。(公園緑地課 体育課)

22. 越谷レイクタウン(大相模調節池周辺)の治安及び交番の設置について

(結果:実施 関係機関)

□越谷レイクタウン(大相模調節池周辺)で夜遅くまで話し込んでいる若者を見かけます。大半はただ話しているだけなのでしょうが、夜間に大勢で集まっているときは恐怖を感じます。せつかくのいい場所が、悪い意味での若者の集会場所となっているのではないかと感じます。周辺地域に交番を設置することは、すぐには無理なのでしょうが、警察官による巡回などを実施してもらいたいものです。

■越谷レイクタウン(大相模調節池周辺)の警察官による巡回要望につきましては、早速、越谷警察署に要望いたしましたのでお知らせいたします。

さて、越谷レイクタウン地区は、河川事業による調節池の整備と土地区画整理事業による新市街地の整備を一体的に行う全国でも初めてのモデル的なまちづくりとして、独立行政法人都市再生機構(以下「UR都市機構」)により、鋭意、事業が進められております。現在、当該地区は工事中であり、その管理はUR都市機構が行っておりますが、地域住民の皆様にレクリエーションや散策等にご利用いただけるよう、利用可能な部分を開放しております。

ご要望の治安についての取り組みについてですが、以前より、いたずらによる照明灯の破損、花火等による水上ステージの焼け焦げ等が見受けられたことから、UR都市機構では、警備会社に保安巡回業務を委託しております。現在、大相模調節池の東側湖畔に設けられた「水辺のまちづくり館」を拠点として、午前一回、午後二回のパトロールを週4日、深夜のパトロールを週3日実施しており、巡回中に危険行為等を発見した場合は、越谷警察署に通報することで速やかに対応できるようにしております。

次に、交番の設置についてですが、交番は皆様が安全で安心した生活を送るにあたり、大きな役

割を果たしており、犯罪抑止に大きく寄与するものと期待されております。その設置にあたりましては、地元自治体と警察でそれぞれの役割があり、自治体では、交番設置に適した建設用地を確保し、警察では、交番を建設することとなっております。

本市といたしましては、越谷レイクタウン地区の人口増加や環境の変化を踏まえ、越谷レイクタウン駅前に交番が設置され、安全で安心な市民生活が確保されることは大変重要であると認識しております。このため、越谷レイクタウン駅北口駅前広場に面した適地に、200㎡の交番建設用地を既に確保しております。また、早期に交番が開設されるよう、平成17年、平成20年及び平成22年6月に越谷警察署長に要望書を提出するとともに、市内の交番に関する協議の場においても、県警本部等へ積極的に働きかけを行っているところでございます。

いずれにいたしましても、安全・安心に暮らしやすい越谷を目指し、UR都市機構をはじめ関係機関等と密接な連携による治安の確保に努めるとともに、越谷レイクタウン駅前交番の早期開設を引き続き県に要望してまいります。（都市計画課 企画課 危機管理課）

23. 大相模調節池の水質及び越谷レイクタウンの住所表示（町名地番）について

（結果：実施 関係機関）

□越谷レイクタウン地区内にある大相模調節池は、多くの人にとって憩いの場所になると思いますが、残念ながら池の水の腐敗臭がひどく、またアオコの発生が見受けられます。

また、当該地区の町名は、従来どおりの大成町、東町、川柳町のままでありますが、同じJR武蔵野線の新三郷駅周辺は、新三郷らシティに町名が変更しています。こちらについても一考していただきたいと思っております。

■越谷レイクタウン地区は、河川事業による調節池の整備と土地区画整理事業による新市街地の整備を一体的に行う全国で初めてのモデル的なまちづくりとして、独立行政法人都市再生機構（以下「UR都市機構」。）により、鋭意、事業が進められております。そのうち大相模調節池は、元荒川からの導水路と中川への排水路等が完成すると、潮の満ち引きによる河川の水位差により水の流れが発生し、水質を保持することができるようになっております。当該工事の施工と完成後の管理は埼玉県となっておりますが、現時点では、越谷レイクタウン地区が工事中のため、UR都市機構が管理しております。

現在、大相模調節池の水は、前段の導排水路等が未完成であることから、基本的には雨水が溜まったものです。水質につきましては、ご指摘のとおり臭気、アオコの発生が見受けられることから、UR都市機構において定期的に水質調査の実施、ばっ気、水流による浄化及び超音波発生装置によるアオコの発生抑制を行うことで水質保持に努め、さらにメダカを放流することでユスリカ等の駆除も行っております。しかしながら、ご指摘のとおり完全な改善には至っておりません。

本市といたしましては、現地の状況を確認しつつ、引き続きUR都市機構に働きかけるとともに、調節池の導排水路等の施工者である埼玉県に対し、事業の早期完成を働きかけてまいります。

次に、町名変更についてですが、越谷レイクタウン地区は土地区画整理事業により、従来の道路や街区が大きく組み替えられ街並みが一変しております。このため、土地区画整理事業による換地は従前の境界や地番と対応しなくなっており整理する必要があります。一方、町名変更は必ずしも義務づ

けられているものではなく、実施にあたりましては日常生活の利便性等を考慮し換地処分と同時に変更するのが通例です。越谷レイクタウン地区につきましては、平成25年度に換地処分が予定されていることから、今後、地区の皆様や地権者の皆様のご意見をお伺いし検討してまいります。

(都市計画課)

24. 越谷レイクタウン地区内に出張所及び郵便局を設置することについて

(結果：調査検討 関係機関)

□越谷レイクタウン地区内に転居してきましたが、周辺には公共施設等がなく不便です。住民票（の写し）が取得できる出張所や郵便局を設置してもらいたいと思います。

■ご要望の市役所の出張所の新設についてですが、現在、本市では、北部地域(北部市民会館内)と南部地域(越谷コミュニティセンター内)の2カ所に出張所を設置し、条例等で定められた業務を行っております。また、行政業務の一部を担う施設として市内13地区に設置してある地区センターにおいて、戸籍謄・抄本、住民票の写し、印鑑登録証明書の交付業務を行っております(越ヶ谷地区センターを除く。越谷レイクタウン周辺の最寄りとしては、大相模地区センター、川柳地区センター)。

越谷レイクタウン地区は、河川事業による調節池の整備と土地区画整理事業による新市街地の整備を一体的に行う全国で初めてのモデル的なまちづくりとして、独立行政法人都市再生機構により、鋭意、事業が進められております。同地区は、平成20年春に一部区域がまちびらきして以来、大型複合商業施設のオープンや住宅等の建設が進み大変な賑わいをみせております。本市といたしましては、現時点で新たな出張所を新設する計画はしておりませんが、今後の居住人口の推移を見据えながら、広域交流やコミュニティ拠点、行政サービス等の機能を有する公共公益施設の必要性等を検討してまいります。

次に、郵便局の設置についてですが、本件は、日本郵政グループ郵便局株式会社が担当していることから、ご要望内容を情報提供させていただきました。なお、同会社では、皆様からのご要望をお聴きしているとのことでありますので、参考までに所在地をお知らせいたします。(都市計画課)

【付記】郵便局株式会社 関東支社 企画部

住所:330-9797 さいたま市中央区新都心3-1

25. JR武蔵野線南越谷駅にエレベーターを設置することについて (結果：実施 関係機関)

□JR武蔵野線南越谷駅の西船橋方面ホームにはエレベーター及び上下エスカレーターが設置されていますが、府中本町方面のホームには上りエスカレーターしか設置されていません。高齢者や障がい者にとって不便です。早期にエレベーターを設置するよう越谷市から働きかけを行えないでしょうか。

■ご要望のJR武蔵野線南越谷駅府中本町方面ホームにエレベーター等を設置することについてですが、現在、JR東日本では、当該駅施設の大規模改修を計画しており、この改修工事に併せてエレベーター等の施設整備を予定していると伺っております。

本市では、バリアフリーの視点に立った福祉のまちづくりの観点から、JR東日本に対し、早期に着手するよう要請をしており、今後とも、駅利用者の利便性の向上、安全性の確保のため、早期実現を要望してまいります。（都市計画課）

26. 街路樹の剪定について （結果：調査検討）

□ここ数年、越谷市の街路樹を見ていると鳥も止まれないほど剪定しています。個人個人の感覚かもしれませんが、葉も茂らないほどの街路樹をみると痛々しくなります。今後の剪定にあたっては、こうした意見があることも念頭に行ってもらいたいです。

■本市では、地域の皆様のご意見を伺いながら、地域の特性を生かし、お子様から高齢者、障がい者の方々にも優しい公園や緑道の整備・維持管理に努めております。

お尋ねの街路樹の剪定についてですが、街路樹は、道路交通環境の整備及び沿道における生活環境の確保等、都市部の良好な公共空間を形成する役割を持った道路施設です。このため、大型車両と街路樹の接触防止及び沿道にお住まいの方々のご要望(日照・落ち葉の問題等)を考慮し、強剪定を行っております。また、剪定の回数は、多額の費用を要することから、ケヤキ・イチョウのグループとクスノキ等のグループに分け、2年から3年ごとに実施しております。

今後につきましては、ご指摘も踏まえ美しいまちなみとなるよう維持管理に努めてまいります。

（公園緑地課）

27. 東武伊勢崎線北越谷駅、大袋駅間に新駅を設置することについて

（結果：関係機関 実施困難）

□東武伊勢崎線北越谷駅、大袋駅間は、間隔が他の駅間より長くかつ住宅地が密集している地域です。しかしながら、当該駅間を結ぶ公共交通機関（バス）はなく、また徒歩で向かうにも距離があります。

都内（例：東急東横線）の駅間は非常に短いため若者が多く移り住んでいるといった話を耳にします。今後、人口減少社会を向かえるにあたり、越谷市の人口増を見込むのであれば、当該駅間に新駅を設置する検討をしてはいかがでしょうか。

■本市を南北に縦断している東武伊勢崎線は、県内の南北交通のみならず、首都圏を結ぶ重要な路線であり、通勤や通学等で多くの皆様に利用されております。

ご要望の北越谷駅から大袋駅間の新駅設置についてですが、鉄道整備（駅舎）にあたりましては、需要の見込み及び採算性の確保を検討し、さらに事業予定地周辺の土地利用を勘案していかなければなりません。このたび、事業者である東武鉄道（株）に新駅設置について伺ったところ、昨今の少子高齢化、人口減少等により旅客需要が減少傾向にあることから、現時点では予定していないとのことです。

しかしながら、鉄道は、都市間を結ぶ大量輸送機関として皆様の貴重な交通機関であるとともに、公共交通の役割を担っております。このため本市といたしましては、春日部市、宮代町、杉戸町の2市2

町の鉄道沿線自治体で構成する「東武伊勢崎線整備促進協議会」を通じて、既存施設の安全性確保及び利便性向上を、今後とも事業者に働きかけてまいります。（都市計画課）

4. 快適な生活環境につつまれた安全なまちづくり

28. ごみ集積所の設置及び戸別収集について（結果：その他）

□カラスがごみ集積所を荒らし困っています。また、収集日以外の日にも通行人がごみをポイ捨てするため困っています。

当地のごみ集積所は以前から居住している人たちで決めてしまった場所なので、今さら、変更して欲しいとは言いだせません。ごみの収集にあたり戸別収集にするなどの変更はできないのでしょうか。

■ごみ集積所の設置場所につきましては、ごみ集積所を利用する方で決めていただいております。本市では、設置にあたり基本的な基準として①通り抜け道路に接すること、②収集作業の安全が確保できること、③収集車にごみを直接積み込みの出来る場所であること、の3点を設けております。その他、ごみ収集を開始するにあたってご提出いただく「ごみ収集依頼書」では、ごみ集積所が民地内の場合には、土地所有者等の署名押印、公道上での集積を行う場合には、隣接の土地所有者等の署名押印をいただくこととしております。

ひとつのごみ集積所における利用世帯の目安についてですが、開発に伴う新規設置の場合には、開発戸数が10戸以上で一箇所の設置、開発以外での設置の場合は地域の実情もございしますが15戸程度を目安に設置しております。なお、清掃を含むごみ集積所の管理につきましては、利用者の方で行っていただくこととしております。

いただいた文面から本件にかかるごみ集積所の特定をすることは出来ませんが、現在ごみ収集業務を行っているとのことからも、上述の基準等は満たしているものと拝察いたします。なお、本市ではカラス対策といたしまして、ごみの収集日には、時間を厳守してごみを出すよう周知するとともにカラスよけのネットの配布をしております。また、「越谷市まちをきれいにする条例」を定め、ごみの散乱を防止するとともに環境美化の促進を図っており、併せてポイ捨て防止看板を配布しております。カラスよけのネット及びポイ捨て防止看板配布のご用命の際は、環境資源課までご連絡をお願いいたします。

次に、ご提案の「可燃ごみを戸別収集してもらいたい」についてですが、戸別収集を実施した場合、収集箇所が増えることからコストの大幅な増加が予想されます。このため、現下の厳しい財政状況の中では、当面実施する予定はございません。

いずれにいたしましても、ごみ集積所の設置場所及び管理等は、利用者の方でお話し合いをしていただき、地域の実情に沿った方法をご検討いただきますようお願い申し上げます。（環境資源課）

29. ごみ収集拒否のステッカーの導入について (結果：実施)

□ごみの分別収集の定着により、再資源化、減量化が図られているものと推察しますが、分別の仕方が不適切のため、収集されていないものが見受けられます。こうした場合、何故、収集してもらえなかったのか理解してもらうため、ごみ収集拒否のステッカーを作成し、貼付したらどうでしょうか。

また、ごみの出し方の判断に迷う場合も多いので、ホームページ上に掲載したらどうでしょうか。

■本市では、平成18年4月から15分類による新たなごみ分別収集をスタートいたしました。5年目を迎えた現在、皆様のご協力により家庭ごみの減量化が進んでおります。一方、ご指摘のようなごみの出し方も含め、一部の人たちによる収集日を守らない、収集後に排出するなどといったことが依然として見受けられております。

ご提案の収集不可シールにつきましては、既に下記のとおり導入をしております。当該シールは耐水性の再生紙を利用し、収集できない理由や正確なごみの出し方をお知らせできるようにしており、各収集業者へ使用方法の説明及び配布をしております。しかしながら、(シールを貼ることなく)収集されなかったごみがあるとのことでございましたので、再度、各収集業者に対し、使用の徹底を指導してまいります。

次に、分別の判断に迷うごみをホームページ上で周知することについてですが、皆様からのお問い合わせの多い内容を検討精査したうえで、公開できるようにしてまいります。

なお、現在ホームページ上では、「ごみ収集カレンダー」(トップページ→暮らし→手続き・生活ガイド→ごみ・リサイクル→ごみ収集カレンダー)の中で、保存版家庭ごみの分け方・出し方を公開しておりますので、お知らせいたします。(環境資源課)

[同封資料]

このごみは収集できません (月 日)

分別されていません ⇒ 正しく分別してください。
 収集日が違います ⇒ 収集日を確認してください。

燃えるごみ 燃えないごみ 古紙類 ペットボトル 缶 古機類 びん 産廃ごみ 白色トレイ

粗大ごみです ⇒ 予約専用電話(TEL:973-5300)へ連絡してください。
 ※ガスレンジ・ガスコンロ・電子レンジ・石油ストーブは分解しても粗大ごみです。回収はしません。

事業所からのごみです ⇒ 専門の収集業者に処理を依頼してください。

パソコンです ⇒ パソコン3R推進協議会(TEL:03-5282-7685)へお問い合わせください。

家電リサイクル法対象品です ⇒ 販売店・収集運搬許可業者へ処理を依頼してください。
 ※対象となる家電品：テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機です。

処理困難物です ⇒ 販売店・専門業者に処理を依頼してください。

(号車)

お問い合わせ：越谷市役所環境資源課 電話(963)9182 直通

30. ごみの分別方法について (結果：調査検討)

□ごみの分別収集は、市町村によって様々ですが、越谷市で実施している分別収集の中でも缶については、アルミ缶とスチール缶に分別、ビンについては、生きビンと雑ビンに分別したほうが、より再資源化に貢献できるのではないのでしょうか。

■現在、本市では、限りある資源を大切に、ごみから多くの資源物を回収することを目的に、家庭ごみを15品目に分別して収集を行っております。この分別収集に併せて、燃えないごみ、粗大ごみ、びん、缶、危険ごみを適正処理し資源化するための施設として、越谷市リサイクルプラザ資源化施設を整備いたしました。

ご提案のアルミ缶とスチール缶の分別、生きびんと雑びんの分別についてですが、当該施設では、磁石の力を応用した磁選機によりスチール缶とアルミ缶を分けております。また、びんにつきましては、手選別により生きびんとそれ以外のびんに分けることで、リサイクルを図っております。

ご指摘のとおり、ごみの分別を細分化することは、さらに資源を大切にすることができるため、本市といたしましては、市民の皆様が無理なくご協力いただけるよう配慮したうえで、廃プラスチック等の分別区分について検討を行ってまいります。(環境資源課)

31. 新越谷駅、南越谷駅間での喫煙について (結果：調査検討)

□新越谷駅、南越谷駅を通勤(乗り換え)で利用していますが、当該地の喫煙スペースは路面上に区分テープがはられているにもかかわらず、喫煙スペース外で吸っている人が数多くいます。また、屋外に設置されているため、風向きによっては否応なく受動喫煙させられている状態です。喫煙する人、しない人、それぞれの立場があるかと思われませんが、吸わない人がどうすることもできない現状は改善していただきたいと思っております。

■たばこの喫煙につきましては、歩行喫煙だけでなくルールを無視して喫煙する人、あるいはたばこのポイ捨て等、私たちの生活環境に大きな影響を及ぼす行為が見受けられ、基本的には公共の場所を利用する人のモラルの問題ではございますが、大変残念なことと考えております。

本市では、喫煙マナーと環境美化に対する意識の向上を図り、たばこを吸う方と吸わない方が共存する安全で快適な生活環境を確保するために、平成20年4月1日から「越谷市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しております。

ご存知のとおり、国で定める健康増進法の第25条において受動喫煙の防止が規定され、学校や体育館、病院等、閉鎖された空間で多数の者が利用する施設を管理する者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされております。このため、同条例におきましても、同法の趣旨を踏まえつつ、喫煙マナーと環境美化に対する意識の向上が図れるよう、市内全域の公共の場所では喫煙を行わないようにするという努力義務を規定しております。

ご指摘の南越谷駅南口周辺につきましては、地元自治会連合会や南越谷商店会と協議のうえ、路上喫煙禁止区域を指定するとともに、喫煙指定場所に灰皿を設置いたしました。路上喫煙禁止区域につきましては、人員を配置して喫煙指導を行っており、喫煙マナー及び環境美化意識の向上を図

っておりますが、今後、ご指摘の漂う煙の対応につきましても、よりよい方法を検討してまいります。
(環境資源課)

32. 越谷駅西口の喫煙スペースについて (結果：実施)

□越谷駅西口の喫煙スペースは、障がい者駐車スペースの脇に設置されており不適切だと思います。早急に撤去するか、他のスペースに移設してもらいたいです。

■たばこの喫煙につきましては、歩行喫煙だけでなく、ルールを無視して喫煙する人やたばこのポイ捨て等、私たちの生活環境に大きな影響を及ぼす行為が多く見られ、基本的には公共の場所を利用する人のモラルの問題ではありますが、大変残念なことと考えております。

このため、本市では空き缶、たばこの吸殻等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置を防止し、清潔できれいなまちづくりを目指す「越谷市まちをきれいにする条例」を平成12年10月1日に施行いたしました。しかしながら、特に駅周辺におけるたばこのポイ捨てが後を絶たないため、大袋駅を除く各駅前にスタンド灰皿を設置した経緯がございます。現在、スタンド灰皿の設置により、ポイ捨てされるたばこの吸殻は、減少しております。

ご要望の越谷駅西口のスタンド灰皿につきましては、今後、ご指摘のとおり障がい者駐車スペースから離れた場所に移設できるよう準備を進めてまいります。〔⇒移設完了済み〕(環境資源課)

33. コシガヤホシクサの保全について (結果：調査検討)

□越谷市の元荒川で採集され、命名されたコシガヤホシクサは、絶滅危惧種です。是非、越谷市内に生育できる環境を整備し、市民に広く周知してもらいたいです。

■コシガヤホシクサにつきましては、去る9月18日のNHKニュースでコシガヤホシクサ復活の取り組みが放映されました。本市としても、名前の由来となった当地で、この貴重な植物の復活に取り組みたいとの思いから、現在、国立科学博物館筑波実験植物園に連絡を取るなど情報収集をはじめたところでございます。今後、本市といたしましては、復活に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。
(環境保全課)

34. 逆川内に不法投棄されているごみ(自転車等)について (結果：実施)

□現在、逆川は護岸工事により水位が下がっているため、川底のごみ(自転車等)がよく見えます。この機会に撤去したらどうでしょうか。

■投棄自転車等の撤去についてですが、古利根堰から元荒川までの区間を調査したところ、ご指摘のとおり埼玉県工事によりポンプ排水で水位が下がっており、通常の濁水期では露出しない自転車24台、バイク3台、その他タイヤ等の投棄を確認いたしました。このうち、工事を行っている箇所への投棄自転車等は、施工業者が工事完了前に撤去する予定とのことでした。

本市といたしましては、この機会に埼玉県の仕事箇所以外の投棄自転車等も、3月に予定されている地域のクリーン大作戦と連携、協力する中で撤去してまいります。（農政課）

35. 谷古田用水の水位及び水質について （結果：実施）

□谷古田用水は、田植えの時期は一定の水位があり、かつ水も流れているのでよいのですが、田植えの時期が過ぎると、水がせき止められてしまい、水質の悪化、ごみのたい積、蚊の発生などに悩まされます。以前（数十年前）は、このようなことはなかったのですが改善できないものでしょうか。

■谷古田用水につきましては、1680年、現草加市の八幡・谷古宇方面の村に農業用水を送るために造られ、今でも、蒲生や草加市八幡町の田んぼに水を送っています。この農業用水は、田植えの時期に一番多い水量（代掻き水）が送られ、時期が過ぎると通常の水量に戻り、稲作後は通水が終わります。谷古田用水が現在の形に整備された頃は、水源である葛西用水瓦曾根溜井の水位は高く、堰から用水を取り入れればそのまま草加に水を送ることができました。しかし、田んぼが減り、さらに、農業用水の都市水（水道水等）への転化が進んだことから瓦曾根溜井の水位は下がってしまい、今では下流の蒲生四丁目付近にポンプを設置し、東京葛西用水から水を汲み上げて田んぼへ送っています。

ご指摘の滞留を確認したところ、上述の水位低下のほか、谷古田用水下流堂面第二公園内の親水施設も一因と推察しております。本市といたしましては、関係部署と協議のうえ水が流れるよう改善するとともに、投棄されているごみも、大きなものは早急に、小さなものについても通水期までに対処してまいります。（農政課）

5. いきいきと働ける魅力と活力あふれるまちづくり

36. 「越谷ネギ」や「鴨」を使用したB級グルメの開発について （結果：調査検討）

□既に「こしがや鴨ネギ鍋」が認知されていますが、「越谷ネギ」「鴨」を使用した新たなB級グルメ（例：越谷ネギラーメン）を開発してはいかがでしょうか。

■「鴨」や「越谷ネギ」を使った新たな特産品（越谷の新しいB級グルメ）の開発についてですが、ご存知のとおり、越谷市商工会では、平成19年に特産品等開発推進プロジェクト委員会を立ち上げ、「こしがや鴨ネギ鍋」を開発いたしました。当該商品につきましては、各種イベント等におけるPR活動やギフトセットの商品化に努めたことにより、皆様から大変な好評をいただいております。

現在、同プロジェクト委員会では、新たな商品開発を検討しているとのことから、ご提案の「越谷ネギラーメン」につきましても、貴重なご意見として報告させていただきます。

本市といたしましては、今後とも越谷市商工会等と協力し、越谷のPRにつながる特産品の開発に努

めてまいります。（産業支援課）

37. 越谷産のものを使用したグルメを開発することについて （結果：調査検討）

□近年、様々な形でまちおこしが盛んに行われていますが、越谷においても越谷産のものを使用したグルメを開発し、まちおこしを行ったらどうでしょうか。そうすることで、地域が活性化し雇用の創出につながると思います。

■ご提言の産地グルメの開発についてですが、越谷市商工会では、平成19年に特産品等開発推進プロジェクト委員会を立ち上げ、市内にございます宮内庁埼玉鴨場にちなんだ「鴨」と、古くから市内で栽培されている「越谷ネギ」を使った新たな特産品「こしがや鴨ネギ鍋」を開発いたしました。当該商品につきましては、こしがや産業フェスタをはじめとする各種イベント等におけるPR活動や、鴨ネギ鍋ギフトセットの商品化に努めたことにより、皆様から大変なご好評をいただいております。また、和光市で毎年開催されている「彩の国鍋合戦」で2回の優勝を果たしたほか、平成20年に実施された「第3回埼玉B級グルメ王決定戦in西川口」においても、県内各地から集まった数多くのB級グルメの中で5位入賞という結果より、県内での認知度は年々高まっているものと考えております。

このほか、平成20年より越谷の地酒として日本酒「越ヶ谷宿」が越谷小売酒販組合越谷支部により開発され、「こしがや鴨ネギ鍋」と同様、ご好評をいただいております。特に、昨年造られたものについては、市内産という点にこだわり、市内農家に栽培委託をした越谷産米「彩のかがやき」を「越ヶ谷宿」専用米として使用いたしました。おかげさまをもちまして、同年、埼玉県より「彩の国優良ブランド品」として認定されております。

近年、B級グルメをはじめとする、いわゆるご当地ものは、マスメディアで度々紹介され、「富士宮やきそば」「甲府鳥もつ煮」などB-1グランプリで優勝したことで全国的に有名になったものも少なくありません。これらご当地ものは、自治体主導ではなく地域の方の発案であるという点で共通しており、「こしがや鴨ネギ鍋」「越ヶ谷宿」も同様のものがございます。

本市といたしましては、既に開発された商品と併せ、今後新たに開発される商品が、県内のみならず全国的に知名度が得られるよう支援をしております。（産業支援課）

38. 越谷レイクタウン地区内に計画されている大型商業施設について （結果：その他）

□越谷レイクタウン地区内には既に大型商業施設が開業されていますが、昨今、さらに大型商業施設が建設されると聞き及んでいます。現時点でも休日ともなると周辺道路は混雑により大渋滞となるのに、このうえ施設が開業すると、どうなってしまうのだろうと不安になります。こうした計画に対して、計画説明及び住民の意見を伝える場は設けられないのでしょうか。

■大型商業施設計画についてですが、当該計画につきましては、大規模小売店舗立地法に基づき、建物設置者より埼玉県に対し、平成22年4月19日に届出書が提出されております。当該届出書に関しましては、公告後4ヶ月間縦覧(公告日4月30日)することができます。

また、同法において建物設置者は、届出日より2ヶ月以内に説明会を開催しなければならないことか

ら、5月25日の朝日・毎日・読売新聞の朝刊折り込みチラシにて事業地より半径1km内の住民に周知をしたうえで、6月1日及び6日に説明会が開催されております。さらに、事業地周辺的生活環境の保持という見地から埼玉県に意見書を提出することができます。（産業支援課）

6. 個性的で多様に学べる心豊かなまちづくり

39. 登校班の編成及び児童の安全確保について （結果：実施）

□新入生が入ってきたことで、登校班の編成が変わるとともに集合場所も変更になりました。新たな登校班のそれぞれの家は、以前と比較すると一箇所に集中しているわけではなく離れており、また集合場所も人通りの少ない人目の死角になっている場所になりました。

こうした登校班の編成及び集合場所については、学校側から指示されてきたものです。私達の申し出により、学校側は集合場所の変更をしてくれましたが、そもそもこうしたものは、どのように決められているのでしょうか。また、児童の安全確保に関して、保護者等との協力体制はどのように図っているのでしょうか。

■まず登校班の編成についてですが、登校班は、集団で登校することにより交通安全及び防犯に対する意識の向上を目的としており、その編成に関しましては、各学校長が児童の安全を考慮して、交通事情及び地域の実態に合わせて決定しております。

次に、児童の安全確保に関しての保護者との協力体制についてですが、教育委員会では、越谷警察署長、同交通安全課長等の出席のもと、幼稚園、小・中学校の安全教育担当教諭、保護者の方々の参加による「交通安全教育推進のつどい」を実施しております。その他、地域の交通安全指導、防犯の中核として警察関係 OB の方をスクールガードリーダーとして委嘱しており、この方を指導者として、小・中学校の安全教育担当教諭、保護者、そして地域の見守り隊の方々を集めた「スクールガード養成講座」を実施することで、学校と保護者、そして地域が一体となった交通安全指導及び防犯活動の充実に努めております。

今後とも、教育委員会といたしましては、校長会、教頭会、その他の研修会等あらゆる機会をとらえて、交通事故の根絶や防犯体制の充実に指導をしていくとともに、保護者の方をはじめ関係機関と連携、協力して安全確保に取り組んでまいります。

なお、本市では、青色回転灯を装着した車による市内の巡回パトロール（市役所職員及び地域の防犯団体等）を、土日、祝日を除く毎日午後3時から午後5時まで実施しております。本市といたしましても、引き続き児童の安全確保に努めてまいります。（指導課）

40. 学区の見直しについて (結果：調査検討 その他)

□私は増林小学校の卒業生であり、数年後に同小学校に入学を控えている子どもの保護者です。近年、少子化の影響もあり、増林小学校では1クラスしかない学年もあると聞き及んでおります。一方、隣接する場所には、数年前に開校した城ノ上小学校があり、各学年とも複数クラスであると伺っています。

学校生活を送るにあたり、必ずしも児童数が多いほうがよいとは思いません。むしろ、先生やPTAの目が行き届きよいことが多いかもしれません。しかしながら、運動会等の学校行事や課外活動を考えるとさみしい印象は否めません。

市内小学校の現状が、増林小学校と同様であるということならば、仕方のないことだと思いますが、隣接地に新設校を開設しながら、増林小学校の規模が縮小していくことをどのように考えているのでしょうか。こうしたことを考えると、学区の見直しを行い、各校とも均等な人数になるようにしたらいかがかと思います。

■ご要望の児童数減少に伴う通学区域の見直しについてですが、通学区域は学校教育法施行令において、当該市町村に2校以上ある場合には、就学すべき小学校又は中学校を指定することと定められております。これに基づき、教育委員会では通学区域編成の基本的な考え方といたしまして、地区境、道路、河川のほか、学校の施設規模、子どもたちの通学の安全、自治会や子ども会等のコミュニティの関わり、地域の成り立ちなどを配慮しております。こうした中、城ノ上小学校につきましては、隣接の東越谷小学校において施設規模を超えて児童数が増加(過大規模校)し、子どもたちに対してきめ細かい教育の推進に支障をきたす恐れがあることから、その解消を図るため新たに開校したものでございます。

一方、増林小学校をはじめとした児童数の少ない学校におきましては、小規模校ならではの利点があると考えております。例えば、心のかよったきめ細かい教育、ゆとりある環境の中での活動、異なる学年との交流などが挙げられ、教育委員会ではこれらを生かすことで、より心豊かでたくましい子どもたちの育成及び一人ひとりの個性を見抜き伸ばすことに結びついていくものと考えております。各学校では、こうしたことを踏まえて学校運営に努めております。

いずれにいたしましても、少子高齢化の進展に伴い児童数が減少していくことが予想されることから、教育委員会では、各学校規模に合った適切な児童数となるよう、将来の児童数推計等を考慮して適切な通学区域の設定に努め、子どもたちが健やかに成長出来るよう鋭意努力してまいります。

(総務課)

41. 小中学生の非行について (結果：実施)

□最近、近所の公園で中学生(制服の校章でわかる)が喫煙しているのを見かけます。また、これらの中学生と一緒にいる小学生も見かけます。越谷市の教育委員会では、こうした行為に対しどのような対策を図っているのでしょうか。また、今後、こうした行為を見かけた際はどのような対応をすべきでしょうか。

■中学生の非行・問題行動に関しましては、子どもの自制心や規範意識の希薄化などから多様化・複雑化してきており、保護者をはじめ地域の方にご心配をおかけしております。中でも、低年齢化している未成年者の喫煙は、大変憂慮すべき事態であると認識しております。このことに対し、越谷市及び教育委員会では、非行・問題行動防止や子どもの犯罪被害防止を目的とした青少年等への声掛けや、青色回転灯を装備した2台の車による自主防犯パトロール活動を実施しております。

このたびのご指摘を受けて、教育委員会では、早速、越谷警察署に情報提供を行い、当該地域のパトロールを重点的に実施するよう依頼いたしました。また、該当中学校では非行問題の校内研修会、越谷警察署生活安全課少年係長を講師とした保護者会を実施するとともに、教育委員会と連携を図り今後の対応策を検討しているところでございます。

今後とも、教育委員会では、非行・問題行動に対し、各小中学校と連携を図り対応してまいります。本件に関しまして再度当該行為を見かけた際は、該当中学校あるいは指導課までご一報をお願いいたします。

最後に、教育行政の行き届きづらい地域の子どもの様子に関しまして、ご指摘をいただきお礼申し上げます。（指導課）

42. 越谷市民球場で東京新大学野球連盟のリーグ戦を開催することについて

（結果：実施 その他）

□越谷市民球場で東京新大学野球連盟を開催することにより、多くのファンが越谷市にやってくると思います。こうしたリーグ戦を定期的で開催することは可能なのでしょうか。

■本市の野球場につきましては、越谷市民球場をはじめ、市内に7カ所、吉川地区江戸川広域運動公園に4面あり、各種大会をはじめ、健康づくりの場として、多くの方にご利用いただいております。特に、越谷市民球場につきましては、オープン以来、プロ野球イースタンリーグや全国高等学校野球選手権埼玉県大会等が開催されており、多くの方からご好評をいただいております。

ご要望の東京新大学野球連盟のリーグ戦を継続的に開催することについてですが、越谷市民球場をはじめとした野球場の利用にあたりましては、まず、越谷市野球連盟や高等学校野球連盟等の関係団体から年間の大会日程表（要望）を提出していただき、利用日の調整をさせていただいております。このため、その他の団体（東京新大学野球連盟も含む）が利用するにあたりましては、当該関係団体の大会日程等と調整する必要があります。

現時点では、プロ野球イースタンリーグや全国高等学校野球選手権埼玉県大会等の優先しなければならない大会もあり、ご要望のリーグ戦を継続的に開催することは日程的に厳しい調整となりますが、今年（平成22年）に限りましては、6月20日（日）・21日（月）、10月30日（土）・31日（日）に越谷市民球場で東京新大学野球連盟のリーグ戦が開催される予定です。（体育課）

43. 図書の貸し出しについて （結果：実施困難）

□図書の貸し出しについてですが、現時点では、本の取り置きに10日間、貸し出しに14日間という設定のため、人気の本はリクエストしてもなかなか借りることができません。こうし

た期間をもう少し短くすることはできないのでしょうか。

また、夏休み期間中は、子ども用の工作本、図鑑など需要が多くなるので、貸し出しは行わず館内閲覧用とし、必要な場合はコピーを取らせるといった対応にしたらいかがでしょうか。

■図書の取置期間及び貸出日数の変更についてですが、現在のシステムで取置期間を複数設定することは不可能になっております。また、リクエスト人数は、日々更新されていることから、(貸出日数を変更するための)人数の基準を設けたうえで、貸出日数を変更することも困難であります。今後につきましては、すべての予約本の取置期間の見直し、購入冊数の増加を行うといったことの検討や他市町村の図書館との相互貸借の依頼を強化するなど、少しでも早く皆様に貸し出すことができるよう努めてまいります。

次に、児童用夏休み関連図書についてですが、当館では、お子さまに家庭でじっくり本を読んでもらうとともに、自由研究などの資料としても利用出来るよう配慮して貸し出しを行っております。そのため、当該図書は、冊数を多く所蔵し、さらに毎年、新刊図書を複数冊購入しております。

児童用夏休み関連図書を館内利用に限定し、必要に応じてコピーを利用させることにつきましては、コピー機(カラーも含む)の利用が実費負担であることから、お子さまだけで来館された場合、金銭を持参していないと充実した読書及び自由研究などが出来なくなる恐れがあります。したがって、当館では、さらなる蔵書の充実に努めてまいります。(図書館)

44. 図書館の移転について (結果：調査検討)

□図書館は、駅から離れた場所にあり、利用するのに非常に不便です。このたび、越谷駅東口第一種市街地再開発事業にともない建設されるビルの中に、図書館を移転することを考えているのでしょうか。

■越谷駅東口第一種市街地再開発事業のビルに図書館を移転してほしいとのご要望ですが、本市では、施設整備等、まちづくりに関しましては「越谷市総合振興計画」に沿って進めております。現在、図書館(本館)自体の移転は計画(第3次越谷市総合振興計画後期基本計画)しておりません。しかしながら、新たな図書館(室)の建設や整備は、当該計画の中で検討してまいります。〔⇒第4次越谷市総合振興計画前期基本計画の中では、平成27年度までに図書室(1室)の整備、図書館(1館)の建設(整備手法等の検討を含む)の指標(目標値)をたてています。〕(図書館)

45. 図書館について (結果：実施困難 実施)

□図書館について以下の点を改善していただきたいです。

- ①開館時間を長くすること。併せて休館日を減らすこと。
- ②1階図書公開室のスペースを拡大すること。
- ③図書館行バス(南越谷駅発)のバス停に図書館の休館日の表を掲示してもらいたい。
- ④学習スペースを増やしてもらいたい。

■まず、図書館の開館時間及び休館日についてのお尋ねでございますが、当館では、皆様の利便

性の向上を目指し、これまでも利用時間を午後7時まで延長したのをはじめ、土曜日・日曜日・祝日についても、平日よりも30分早めて9時30分に開館するなど利用しやすい環境づくりに努めてまいりました。また、休館日につきましても、従前においては、越谷市立図書館運営規則に基づき、毎週月曜日のほかに、春・秋の特別館内整理日及び月1回の館内整理日を休館日としておりましたが、平成21年度から1月1日を除く全祝日を開館するなど、利用者サービスの向上に取り組んでおります。

次に、1階公開図書室の閲覧席に関するご要望でございますが、現在、3階の読書室のほかに、当館の庭に面した場所に椅子を設置する等、閲覧席を増やす工夫をしております。しかしながら、施設のスペースに限りがあること、車椅子をご利用される方の動線を確保すること、さらに緊急時の避難等の動線を考慮いたしますと、現状より閲覧席を確保(増設)することは難しい状況でございます。なお、椅子でうたた寝している方につきましては、職員が定期的に館内を巡回しながら呼びかけを行い、適正利用に努めてまいります。

次に、図書館行きのバスに休館日の場合はその旨を掲示することのご要望についてですが、当館の休館日は、広報こしがや季刊版に折り込まれている「トライ」、市立図書館報「こもれび」、市立図書館インフォメーションダイアル(電話960-6205、自動音声案内・年中無休)、及び市立図書館のインターネットホームページでお知らせを行っております。また、新規利用登録者には、当年度の図書館カレンダーを配布して、休館日の説明をしております。さらに、来館者に対しても、必要に応じて、図書館カレンダーをお持ち帰りいただけるようカウンターに常置しております。したがって、ご要望には沿いかねます。なお、「平成22年度市立図書館カレンダー」と「市立図書館インフォメーションダイアルのチラシ」を同封いたしますので、ご利用ください。

最後に、3階の読書室のスペースについてですが、こちらは可能な限り多くの方にご利用いただけるよう66席を設け、学習スペースとしても活用されております。当館の他の会議室等に同様の学習スペースを設置することにつきましては、当館主催事業(おはなし会・講座等)や各種読書サークル等の会議等として利用されている現状では、困難な状況でございます。(図書館)

[同封資料]

H22-10 月別

インフォメーションダイアル 048-960-6205

● 休館日案内サービス→市内の図書館(※)の閉館時間及び休館日をご案内します。

● 予約資料の返却サービス→多岐にわたる資料について、件数や返却期などを把握できます。

● 予約資料の返却サービス→多岐にわたる資料について、件数や返却期などを把握できます。

● 予約資料の返却サービス→多岐にわたる資料について、件数や返却期などを把握できます。

自動音声案内 (予約資料 延滞資料のご連絡)

● 予約資料のご連絡→ご希望の予約資料について自動音声案内にて、ご連絡します。

● 延滞資料のご連絡→お返しに遅れている資料について自動音声案内にて、ご連絡します。

インフォメーションダイアル 利用方法

【予約資料サービス】

- 048-960-6205にダイヤルします。(以下、音声案内に従って番号を押してください。)
- 音声案内によって予約資料の種類「2」を押してください。
- 利用希望の7桁を押してください。
- 希望日の月日を4桁で押してください。(例: 4月11日指定 → 「0411」)
- (予約状況がわかりやすい)予約資料名と詳しい情報をご案内します。(※ 予約可能な資料がある場合、その資料について図書館からの連絡を必ずお受けください。「9」を入力して検索。取り置き期間はその日から館内開館前日までの10日間の取り置きとなります。)

【予約資料のご連絡】

- 自動音声案内で図書館から電話がかかります。「0」を押してください。
- 音声案内によって「0」を押してください。
- ご希望の場合は「1」を、ご返却の場合は「2」を、それ以外の場合は「3」を押してください。(※本人確認は必須です。)
- 【予約資料のご連絡】利用可能となった予約資料についてご連絡します。

問い合わせ先 越谷市立図書館
048-960-6205

平成22年度 図書館カレンダー (29刷)

月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
1	1	2	3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
30	31								
7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31					
4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30	31		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
31									
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
31									

○印は休館日です。注: 祝祭日(※)→10月13日(日)は、図書館が休館し、市立図書館が休館します。祝祭日(※)→10月13日(日)は、図書館が休館し、市立図書館が休館します。

7. 全 般

46. 業務監察制度の導入について （結果：実施困難）

□市役所窓口で市民と職員の意見の食い違いによるトラブルを見かけます。

市民は、法律、条例等に精通しているわけではないので、大半が丸め込まれてしまっているように感じられます。このため、市民と職員からなる業務監察委員会を設置し、裁定すれば、公平感が高まるのではないのでしょうか。

■市役所窓口での市民と職員の意見のくい違い等の仲裁にあたる部署の設置についてのご要望ですが、職員は、窓口対応をはじめとそれぞれの業務につきまして、常に市民の立場に立って遂行しなければならぬと考えております。

本市では、窓口や電話対応等に対する不満や苦情、市民の皆様からの市政に対するご意見やご要望、その他市の業務に関するお問い合わせなどを代表してお受けする窓口といたしまして、本庁舎2階に広報広聴課がございます。

広報広聴課でお受けした苦情や要望、ご意見等につきましては、皆様からひととおりの話を伺ったのち、担当部署に事実確認を行うとともにその内容を伝え、市長から皆様に対する文書回答や担当部署からあらためて説明を差し上げるようにしております。また、対応が不十分であった場合などは、以後その様なことがないよう職員の指導、教育に努めております。

ご承知のとおり市の業務は住民票の写し等の交付などの市民サービスから、福祉、保健、人権をはじめ多岐にわたることから、市の運営する社会福祉施設等への苦情についての「社会福祉施設等における苦情解決制度」、福祉保健サービスに関する苦情処理の制度としての「保健福祉オンブズパーソン制度」、男女共同参画の推進に関する施策や推進を妨げる事案に対する苦情等についての、「男女共同参画苦情処理委員会制度」などを設け、それぞれの内容に応じた苦情相談等をお受けするシステムがございます。

したがって、ご要望いただきました仲裁等に当たる部署に関しましては、現在のところ設置する考えはありませんが、貴重なご意見として承り、今後の参考とさせていただきますとともに、職員ひとりひとりが誠意を持って皆様と接するよう、今後とも努めてまいります。（広報広聴課）

47. 命名権（ネーミングライツ）について （結果：調査検討）

□昨今、各自治体においては、所有する施設に命名権（ネーミングライツ）を許可し、その使用料を施設の管理運営に充てていると聞きます。

越谷市でも、観劇やコンサート等の催し物が生まれ、かつ多くの方が利用している越谷コミュニティセンターにネーミングライツを導入してはいかがでしょうか。

■越谷コミュニティセンター（サンシティ）につきましては、本市の文化芸術の拠点施設として、昭和54年8月、市民の明るく豊かな近隣社会の形成と文化生活の向上に貢献するため商業施設と併設で建設され、その供用開始にあたり永く親しまれる施設の愛称募集を行い、「サンシティ」の愛称が決定いたしました。

おかげさまをもちまして、昨年度、開館30周年を迎えることができ、これからも多くの皆様に安らぎや潤い・感動や生きる喜びを提供するとともに、心豊かな活力ある社会の形成に役立っていくものと考えております。

ご提案のネーミングライツ導入についてですが、ネーミングライツは施設の宣伝効果と財源の確保

としては有効な手段であると認識しております。ただし、当該施設につきましては上述の経過もあることから、現在、「平成23年度以降の導入に向け検討すべき施設」として位置付け、検討しているところでございます。（生涯学習課）

48. 国勢調査について （結果：実施）

□国勢調査の調査票についてですが、収入など個人情報に関することを記入する欄が含まれているのに、総務大臣に委嘱されているとはいえ、調査員が戸別訪問で調査票を直に回収することに違和感を覚えます。

調査票の回収にあたっては、郵送による回収を原則とし、回収不能なときに調査員が戸別訪問による回収をしたらいかがでしょうか。

■国勢調査は、統計法(国の統計に関する基本的な法律)に基づき総務省が5年ごとに実施するもので、日本に住んでいるすべての人や世帯を対象とする国の最も重要な統計調査であり、同法では、調査対象者に対して、調査票に記入して提出する義務(報告義務)を定めております。調査票にご記入いただいた内容は、統計法に基づき厳重に保護、管理されることになっており、調査員(総務省が委嘱する地域住民)をはじめとする国勢調査に従事する者は、同法によって、個人情報を保護するための厳格な守秘義務が課せられているほか、集計完了後は調査票を完全に溶かす処理が行われます。このようにして収集された調査結果は、児童福祉、高齢者の介護・医療、若者の雇用対策、地域の活性化など、私たちの暮らしのさまざまな分野で役立てられる基礎データになります。

ご意見いただきました国勢調査の提出方法についてですが、平成22年国勢調査につきましては、10月1日に全国一斉に実施されます。今回の国勢調査では、皆様の個人情報保護に関する意識を踏まえ、調査票を指定の封筒に入れて提出することができるほか、郵送による提出も可能になるなど、提出方法の改善が図られております。

最後になりますが、正確な統計に基づいて公正で効率的な行政を行うためには、すべての人・世帯から漏れのない正確な回答が必要となりますので、国勢調査へのご協力をよろしくお願いいたします。（情報統計課）

49. こしがや市民ガイドブックについて （結果：調査検討）

□昨年、越谷市に転居してきた際、こしがや市民ガイドブックをいただきました。掲載されている内容はおおむねわかりやすいのですが、巻末の方に掲載されている「バス路線図」の表記が若干わかりづらいです。次回発行する際は、一考していただきたいと思います。

■こしがや市民ガイドブックにつきましては、市民の皆様が社会生活を営む上で必要な手続きなどの情報を得られるよう3年に1回全戸配布、その他の年は主に転入者向けに毎年作成をしております。ご存知のとおり、現在、バス路線図の情報につきましては、市内を5分割しエリアごとに見開きページで掲載しております。バス路線は、年々、路線及びバス停が増えておりますので、今後とも、分割区域を見直しながらエリアを増やすなど、わかりやすい表記に努めてまいります。〔2010年版では、エリアを6分割に増〕（広報広聴課）

50. 斎場敷地内に待合ベンチを設置することについて （結果：実施）

□先日、斎場を利用した際、タクシーを待っていましたが、敷地内に待合ベンチ等がなく不便

52. ホームページについて (結果：実施)

□住民票(の写し)を交付してもらおうと思い、ホームページで申請場所や時間を探しましたが、案内を探すのに手間取りました。

住民票(の写し)の申請や印鑑登録証明書の申請は、多くの市民が利用するため、ホームページのトップページのわかりやすい所に表記すべきだと思います。

■本市ホームページからの住民票の写しの申請方法につきましては、ご意見をいただくまで、トップページから、「暮らし」の画面に入っただき、「手続き・生活ガイド」の欄から「住所と戸籍等に関する届出・証明」を選んでいくという手順になっておりました。

このたびのご意見を参考に検討させていただいた結果、「暮らし」画面の上部「その他ナビ」欄に「住民票等証明書」というボタンを6月28日に設置いたしました。このボタンを押していただくことによって、住民票の写しや印鑑登録証明書などの交付に関する手続きのページへ速やかに移動することが可能となっております。

なお、諸証明交付にかかる案内をトップページへ掲載したほうがわかりやすいとのご意見についてですが、現在、ホームページに掲載している情報は、「暮らし」「タウン情報」「越谷を観る」「事業者の方へ」「市政情報」と、大きく5つのカテゴリーに分類されております。しかしながら、運用開始から4年を経過していることから、来年度のリニューアルに向けて、分類方法などに関する見直し作業に着手しており、今後、他の掲載情報との優先順位等を全体的に考慮したうえで、より使いやすいホームページの運営を検討してまいりたいと考えております。(広報広聴課)

53. フィルムコミッションについて (結果：その他)

□越谷市でもフィルムコミッションの取り組みを始めたことを知りました。こうした取り組みは、ロケ地が名所となることで地域活性化につながると思いますので、今後とも周知に努めてもらいたいと思います。

■フィルムコミッションについてですが、本市は映像制作会社が集中する東京から近距離にあり、かつ特徴ある施設や景観を多数有しております。こうしたことから、映画やドラマ等のロケ地に関する情報提供や撮影支援等を行い、もって本市の魅力等を広く全国に発信し、観光客の集客、経済活性化、地域振興等を目的に開始いたしました。

現在、ロケ地といたしまして、越谷市立病院、越谷市立図書館が利用されておりますが、撮影結果を観光客の集客や経済活性化等に生かせるよう努めてまいります。なお、当該事業につきましては、産業支援課(電話:048-967-4680)が所管窓口となっておりますので、お知らせいたします。

(産業支援課)

54. ツイッターの導入について

(再) ツイッターの導入について (東日本大震災を経験して) (結果：調査検討)

□各自治体では、ツイッターの導入が普及してきました。越谷市でもこうしたツイッターを導入し、利用者にリアルタイムで情報を提供してはいかがでしょうか。

□以前も、ツイッターについての意見を提起しましたが、このたびの東日本大震災では、ツイ

ッターが役立つという報道がされております。こうしたことを鑑み、越谷市でも導入しては
いかがでしょうか。

■本市では、インターネットを用いた広報媒体として、平成18年度に大幅なリニューアルを実施した
公式ホームページと、開始から約2年半を経過したメール配信サービスの2つを運用しております。こ
れら2つの広報媒体につきましては、広報紙と並び、市民の皆様が市政情報などを入手する媒体とし
て欠かすことができないものであるばかりか、即時性においては、広報紙以上に効果的な媒体である
と考えております。これらの広報媒体をよりよくするために、今年度に入り、ホームページのトップペー
ジのデザイン、コンテンツの情報分類、携帯電話向けサイトの改善、並びにメール配信サービスの発
信情報の充実について、広報広聴課を中心に検討を始めており、来年度にリニューアルを予定して
おります。

ご提言のツイッターの公式利用につきましては、各自治体の動向を注視しておりますが、本市では、
メール配信サービスを「プッシュ型」の情報発信サービスと位置づけて運用を行っており、ツイッターを
発信のみで運用する方法は、この情報発信と重複する部分が多いと考えております。このため現時点
では、情報発信のチャンネルを増やすことよりも、ホームページ等の既存媒体の改善・充実を優先させ
る時期であると考えております。

ご承知のとおり、ミクシイやツイッターなどCGM(コンシューマー・ジェネレイテッド・メディア)の成長
には、著しいものがございます。本市といたしましては、こうした新たな分野に対し消極的にならず調
査・検討を継続し、効果を見極めたうえで参入の機会を計ってまいりたいと考えております。

■本市では、メール配信サービスを「プッシュ型」の情報発信サービスと位置づけて運用していること
は、前回お答えしたとおりでございます。

現在、このメール配信サービスの利用者数は既に1万2000人を超えておりますが、ご高齢の方か
らの登録に関する問い合わせも多いことから、今後さらに利用者の拡大を目指し、広報紙やテレビ広
報番組などで市民の皆様を紹介してまいります。

一方、東日本大震災発生後、本市では、災害対策本部を設置し、市民の皆様や帰宅が困難となっ
た方々に対する避難所や計画停電のご案内について、ホームページ、携帯サイト、メール配信サービ
ス、防災行政無線、電話対応のための庁内広報など、限られた人員のなか、可能な限りのチャンネル
を用いて、同時並行で広報活動を実施してまいりました。これは、幸いにも本市の既存広報チャンネ
ルが障害を受けることなく機能した結果によるところが大きいと思っております。

被災地の多くは、この既存広報チャンネルに壊滅的な打撃を受け、情報発信・収集手段として、ツ
イッターを利用したものと認識しております。いつ本市が未曾有の災害に巻き込まれるとも限りません。
今回の震災から多くを学び、被災の状況、障害を受けずに稼働している広報チャンネルの種類、発信
すべき情報の整理と時系列化などを想定し、災害時における広報の活動マニュアルを実効性の高い
ものとしてまいりたいと考えております。その中で、ツイッターを使用する状況などについても定義し、
万が一に備えてまいりたいと考えております。(広報広聴課)

平成23年度市長への手紙・ファクス・電子メール

～平成22年度の要望回答集～

発行：平成23年9月

越谷市市長公室広報広聴課

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

TEL 048-963-9117
